

3 板産第 85 号の 3

令和 3 年 8 月 3 0 日

板橋区議会議長 坂本 あずまお 様

板橋区長 坂本 健

(公 印 省 略)

公益財団法人板橋区産業振興公社の経営状況について (報告)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項 (出資法人の財政状況の公表等) の規定により、  
公益財団法人板橋区産業振興公社の経営状況について、下記の書類を提出します。

記

**【提出書類】**

- |  |       |
|--|-------|
| 1 事業概要                                     | 100 部 |
| (令和 2 年度 事業報告・決算報告及び<br>令和 3 年度 事業計画・収支予算) |       |

# 事業概要

令和3(2021)年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

## まえがき

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在も流行し続けており、ワクチン接種が進んでいるものの、人々の健康、生活、経済にまだまだ甚大な影響をもたらしています。

昨年度、板橋区産業振興公社では、新型コロナウイルス感染拡大により、平時の事業活動が困難な区内企業支援策として、感染拡大防止協力金・持続化給付金申請サポート、販路拡大に関する取組みや感染防止対策を促進する取組みに対する助成金の創設、国や東京都の支援策をまとめた動画公開等を実施しました。

また、企業サポートコーディネーターを2名増員しましたが、直接の訪問や面会が困難な状況であったため、メール、電話及びオンライン会議システムを活用し、きめ細やかに区内企業への支援を行いました。

そのほか、「いたばし産業見本市」において、従来の対面形式によるリアル開催から初の試みであるオンライン開催に変更し実施しました。今年度はそれぞれの特長を活かしハイブリッド形式での開催を予定しています。

今後も板橋区産業振興公社では、区内企業の未来をサポートするため、ニーズの把握や支援事業の充実を行い、地域産業の活性化に向けて全力を尽くしてまいります。

区や産業関連団体、信用金庫等の金融機関ほか、関係の皆様には、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年8月

公益財団法人板橋区産業振興公社

理事長 坂本 健

# 目 次

	ページ
○ 令和2年度事業報告	
1 調査・研究・情報発信に関する事業	. . . . 2
2 経営支援に関する事業	. . . . 3
3 取引拡大・交流推進に必要な事業	. . . . 5
4 技術開発支援に関する事業	. . . . 8
5 事業者の人材の確保・育成に関する事業	. . . 10
6 勤労者福祉の増進に関する事業	. . . 10
7 信用保証に関する事業	. . . 12
8 他法人等から受託する事業	. . . 12
9 その他会社の目的を達成するために 必要 な事業	. . . 13
・ 信用保証に関する事業実行状況（別掲）	. . . 13
・ 会議等開催状況	. . . 15
・ 附 属 明 細 書	. . . 17
○ 令和2年度収支決算報告	
・ 正味財産増減計算書	. . . 20
・ 賃 借 対 照 表	. . . 23
・ 財務諸表に対する注記	. . . 24
・ 財 産 目 録	. . . 26
・ 監 査 結 果	. . . 28
○ 令和3年度事業計画・収支予算	
・ 令和3年度事業計画	. . . 30
・ 収 支 予 算 書	. . . 37
〔資 料〕	
・ 会社組織図及び事務分掌	. . . 42
・ 役 員 名 簿	. . . 43
・ 評 議 員 名 簿	. . . 44
・ 定 款	. . . 45
・ 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程	. . . 54
・ 沿 革	. . . 58

# 事業報告

令和2年度

公益財団法人 板橋区産業振興公社

## 令和2年度事業報告

※評価標語について

A<目標以上>：目標以上に事業を実施した事業

B<順調>：目標達成に向け順調に進捗し、事業の継続により目標達成が見込める事業

C<維持>：必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し、事業の継続により目標達成が期待できる事

D<停滞>：目標に対して進展していない事業

### 1号事業 調査・研究・情報発信に関する事業

事業名	企業情報の収集・発信
計画	企業及び製品検索サイト「板橋区産業データベース（一部公開）」の利活用 （年間巡回訪問等件数（データベース入力件数） 約 1,000 件）
実施内容	企業及び製品検索サイト「板橋区産業データベース（一部公開）」の利活用 産業データベース登録件数：公開 399 件 非公開 3,167 件 移転 228 件 廃業 1,198 件【合計 4,992 件】
事業費	699,086 円 【31 年度 8,684,550 円（前年度比△7,985,464 円）】
短評	評価・B<順調> 企業サポートコーディネーターによる巡回訪問等により、区内中小企業の産業データベース新規登録件数が増加している。

事業名	各種広報媒体の活用による情報提供活動
計画	① 産業情報紙の発行（年 1 回） ② ビジネスサポートガイドの発行（年 1 回） ③ メールマガジンによる情報発信（月 2 回） ④ ホームページ・SNS、新聞等、各種メディアを活用した情報発信
実施内容	① 産業情報紙の発行（年 1 回） 9 月発行（5,000 部） ② ビジネスサポートガイドの発行（年 1 回） 3 月発行（1,000 部） ③ メールマガジンによる情報発信（月 2 回） 29 回発行 登録数 1,245 件 ④ ホームページ・SNS、新聞等、各種メディアを活用した情報発信 きたシティに広告掲載 8/1 号、11/3 号 各 10 万部 日刊工業新聞に立地広告掲載 9/23 号、3/12 号
事業費	1,644,000 円 【31 年度 1,750,199 円（前年度比△106,199 円）】

短 評	<p>評価・B&lt;順調&gt;</p> <p>産業情報紙ではテレワーク導入や、宅配事業の立ち上げ等、新型コロナウイルス感染拡大の中、積極的に新しい働き方に取り組む企業を取り上げるとともに、公社の事業もPRできた。</p> <p>メールマガジンの登録者数が昨年度末に比べ、200件余り増加した。</p> <p>その他「ビジネスサポートガイド」、新聞、SNS等を通じて公社事業をタイムリーに発信することができた。</p>
-----	--

## 2号事業 経営支援に関する事業

事業名	経営支援事業
計 画	<p>① 専門家派遣（企業経営の課題解決に向けた総合相談、国・都等の補助金申請支援、区内中小企業等が実施する勉強会・セミナー等への講師派遣など） 250件</p> <p>② 創業マスターコース事業 4日×6回（4,5,7,9,11,12月開催）</p> <p>③ 板橋区簡易型BCP策定支援（新規15社、フォローアップ支援20社）</p> <p>④ 人材確保支援事業（派遣50回、就業規則策定支援2件）</p> <p>⑤ 支援機関研修会・金融機関勉強会等の開催</p> <p>⑥ 社会保険労務士による雇用関連助成金申請サポート【補正13号議案】 雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金の申請について、社会保険労務士による専門家派遣を行い、申請について適切なアドバイスを行う。</p> <p>⑦ 中小企業診断士による東京都感染拡大防止協力金・持続化給付金申請サポート【補正13号議案】 東京都感染拡大防止協力金・持続化給付金の申請にあたり、申請予定の企業に対し、中小企業診断士による個別相談会の開催及び専門家派遣を行う。</p>
実施内容	<p>① 専門家派遣 派遣相談実績395件、セミナー2件 内訳：中小企業診断士198件、社会保険労務士70件（人材確保・雇用関連助成金サポートを含む）、行政書士5件、弁理士3件、弁護士4件、その他コンサルタント115件 国・都等の補助金申請支援（ものづくり補助金等相談会・3月実施）56件 動画による補助金申請解説（3月29日～ホームページ公開）</p> <p>② 創業マスターコース事業 4分野 4日×4回 4月・5月中止、7・9・11・2月開催 受講人数延べ193人</p> <p>③ 板橋区簡易型BCP策定支援 新規策定7社（他に継続支援中10社）、フォローアップ18社 セミナー「簡易型BCP・事業継続力強化計画のポイント」 （1月13日 参加者9名 東京商工会議所板橋支部と共催） セミナー「事業継続力強化計画作成セミナー」（オンライン開催） （1月25日 参加者12名） この他に団体別説明会2回開催</p>

	④ 人材確保支援事業（派遣 23 回、就業規則策定委託 0 件） ⑤ 支援機関研修会・金融機関勉強会等の開催 金融機関勉強会 5 回実施 支援機関研修会（3 月 25 日～4 月 8 日 web 配信） ⑥ 雇用関連助成金申請サポート【補正 13 号議案】 派遣相談実績 30 件 ⑦ 感染拡大防止協力金・持続化給付金等申請サポート【補正 13 号議案】 個別相談会開催実績 36 日・163 件、派遣実績 74 件
--	--

事業費	11,986,707 円 【31 年度 5,472,498 円（前年度比 6,514,209 円）】
-----	--

短評	評価・B<順調> 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者救済策など、各種助成金の申請サポート窓口を開設し、多くの区内中小事業者の支援を行った。 創業マスターコース事業は、計画していた 6 回のうち、2 回はコロナ禍のため中止となったが、会場の環境を整え、4 回実施し、毎回、ほぼ定員が参加した。 BCP 策定支援事業は、感染症対応を含めたマニュアルを作成し、内容を拡充した。また、BCP の新規策定と並行し、フォローアップ支援にも注力した。
----	---

（2号事業）

事業名	セミナー
-----	------

計画	① 各種セミナー（6 回程度） ② ビジネスセミナー等（3 回程度）
----	---------------------------------------

実施内容	① 動画で解説！中小企業向け新型コロナ対策情報 4 月 22 日～web 公開（YouTube 動画 2 本） 820 回視聴 ② テレワーク導入支援セミナー 9 月 3 日現地開催、9 月 7 日～web 配信 「これからのテレワーク～本当の働き方改革を目指して～」 22 人参加、38 人 web 視聴 ③ コロナ禍をチャンスに変える販路拡大支援セミナー 2 月 16 日オンライン開催 59 人参加
------	---

事業費	312,201 円 【31 年度 389,741 円（前年度比△77,540 円）】
-----	--

短評	評価・B<順調> 中小企業の課題解決や啓発に寄与するため、テレワークや販路拡大を題材としたセミナーを開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により、動画やオンラインを活用し、実施した。
----	---

（2号事業）

事業名	優良企業顕彰事業〈働きがいのある会社賞〉
-----	----------------------

計画	① いたばし働きがいのある会社賞セミナー・特別講演（2 回開催） ② いたばし働きがいのある会社賞の運営（応募 5 社）
----	---



実施内容	新型コロナウイルス感染拡大により企業の事業継続に焦点を絞った支援を優先するため、当事業について今年度は休止することとした。
事業費	10,755 円 【31 年度 3,356,735 円 (前年度比△3,345,980 円)】
短 評	<b>評価・C&lt;維持&gt;</b> 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大により事業継続に焦点を絞った支援を優先するため、当事業については休止することとした。一方、より参加のしやすい事業となるよう、内容の一部見直しを含めた検討を行った。

(2号事業)

事業名	知的財産権・ISO 助成事業
計 画	特許権・実用新案権・商標権・意匠権取得経費 (1/3 限度額 20 万円) 13 件 ISO シリーズの取得経費 (1/3 限度額 20 万円) 2 件
実施内容	特許権・実用新案権・商標権・意匠権取得経費 (1/3 限度額 20 万円) 16 件 (特許権 2 件、商標権 9 件、意匠権 2 件、実用新案 3 件) ISO シリーズの取得経費 (1/3 限度額 20 万円) 1 件
事業費	1,408,522 円 【31 年度 2,092,494 円 (前年度比△683,972 円)】
短 評	<b>評価・C&lt;維持&gt;</b> 知財助成、ISO 助成を合わせて、ほぼ計画とおりの件数となった。

**3号事業 取引拡大・交流推進に必要な事業**

事業名	いたばし産業見本市事業
計 画	① 区内製造業を中心としたビジネス展示会 日程：11 月 12 日・13 日 会場：文化会館・グリーンホール ② 中小企業の経営革新や技術革新を醸成するセミナー、医工連携交流会等の開催 (来場者数：約 2,500 人 出展者数：約 70 企業・団体)
実施内容	① 区内製造業を中心としたビジネス展示会 (オンライン) 会期：11 月 12 日 (木) ~18 日 (水) 【集中商談期間】 11 月 19 日 (木) ~12 月 18 日 (金) 【アーカイブ期間】 会場：いたばし産業見本市専用 web サイト 出展者数：89 企業・団体 来場者数：延べ 2,056 名 ② 中小企業の経営革新や技術革新を醸成するセミナー、医工連携交流会等の開催 (オンライン) 【オンラインセミナー】： (1) 医療系セミナー、(2) 特別講演、(3) 渋沢栄一セミナー、(4) かなざわ講座 (金沢市・板橋区との連携セミナー) 視聴者数：(1) 164 名、(2) 459 名、(3) 237 名、(4) 160 名
事業費	23,625,081 円 【31 年度 23,245,988 円 (前年度比 379,093 円)】

短 評	<p>評価・B&lt;順調&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、対面形式によるリアル開催からオンライン開催に変更のうえ実施した。オンラインは初の試みであり、操作性や集客方法等に数多くの課題が見られた。結果として、出展者アンケートの満足度も著しく低下したため、今後はオンラインと対面それぞれの特長を生かし、相乗効果を生むような見本市となるよう見直しを図っていく。</p>
-----	--

(3号事業)

事業名	区外見本市事業
計 画	<p>① OPIE（レーザー・レンズ光総合技術展）出展 期間：令和2年4月22日（水）～24日（金） 会場：パシフィコ横浜 区内関連企業を募り出展（6小間）（出展者数：9社）</p> <p>② 専門展示会出展助成 分野別・テーマ別に開催される専門展示会に出展する区内企業を対象に、経費の1/2（限度額20万円）を助成する。（年間助成件数30件）</p>
実施内容	<p>① OPIE（レーザー・レンズ光総合技術展）※主催者判断により中止 期間：令和2年4月22日（水）～24日（金） 会場：パシフィコ横浜 区内関連企業を募り出展（6小間）（出展者数：9社）</p> <p>② 専門展示会出展助成 助成件数 8件</p>
事業費	1,783,704円 【31年度 20,021,198円（前年度比△18,237,494円）】
短 評	<p>評価・D&lt;停滞&gt;</p> <p>板橋区の産業・企業を区外に周知する機会のある区外展示会板橋区ブースの共同出展は、新型コロナウイルス感染拡大により「OPIE」が中止となった。共同出展の展示会以外への出展助成については、販路拡大に取り組む企業へのバランスの取れた支援であるが、展示会の中止や延期が相次いだため、助成企業が減少した。</p>

(3号事業)

事業名	受発注支援事業
計 画	<p>① コーディネーターの巡回による個別企業情報の収集及び受発注の相談等 コーディネーター 4人→6人</p> <p>② 板橋区ものづくり企業商談会 11月13日開催（文化会館）</p> <p>③ 個別支援（技術・経営課題解決、販路開拓等のサポート） 7社サポート</p> <p>④ 飲食店サポート事業助成金【補正13号議案】 飲食店が、新たに宅配やテイクアウト等により販路拡大を図り、売り上げを確保する取組に要した経費の一部を助成する。</p>

	<p>⑤ クラウドファンディング活用支援事業助成金【補正 13 号議案】 クラウドファンディングを通じて、事業の継続・拡大を図ることに要した経費（クラウドファンディング手数料）を助成する。</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止事業助成金【補正 16 号議案】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入・工事等に要した経費及びテレワーク環境の構築に要した経費の一部を助成する。</p> <p>⑦ 営業活動促進事業助成金【補正 16 号議案】 アフターコロナ・ウィズコロナを見据え、区内事業者が新たに動画作成や広告掲載等の広告宣伝活動やマーケティングにより販路拡大を図ろうとする際に発生する経費の一部を助成する。</p>
実施内容	<p>① コーディネーターの巡回による個別企業情報の収集及び受発注等の相談 コーディネーター 2 人増員 巡回等相談件数 3,673 件 斡旋 154 件 企業サポートマネージャー 訪問件数 643 件</p> <p>② 板橋区ものづくり企業商談会 11 月 13 日(金)開催（文化会館 4 階） 参加社 延べ 45 社（発注側 22 社、受注側 23 社、商談件数 90 件）</p> <p>③ 個別支援 ・販路開拓翻訳経費助成 助成件数 2 件 ・技術・経営課題解決、販路開拓等のサポート 16 社サポート ※（技術大賞フォローアップ含む）</p> <p>④ 飲食店サポート事業助成金【補正 13 号議案】 助成件数 72 件</p> <p>⑤ クラウドファンディング活用支援事業助成金【補正 13 号議案】 専門家派遣件数 15 件 申請件数 5 件 助成件数 2 件</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止事業助成金【補正 16 号議案】 助成件数 401 件</p> <p>⑦ 営業活動促進事業助成金【補正 16 号議案】 助成件数 174 件</p>
事業費	110,636,470 円【31 年度 19,819,093 円（前年度比 90,817,377 円）】
短評	<p>評価 A&lt;目標以上&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、企業サポートコーディネーターの巡回訪問や面会が困難な状況であったため、積極的にメール、電話及びオンライン会議システムを活用し、区内企業への支援を行った。今後も、区内企業の課題の実態把握と公社からの情報発信を行っていく。</p> <p>「ものづくり企業商談会」は、例年より参加企業が少なかったものの、対面開催としたことで丁寧な商談ができ、参加企業の満足度は高いものとなった。また、他区主催の商談会への参加や販路開拓サポートを通じ受発注拡大の支援を行った。</p>

	また、新型コロナウイルス感染拡大により、平時の事業活動が困難な企業等の販路拡大に関する取組や感染防止対策を促進する取組に対する助成金を創設し、区内事業者の持続化支援を行った。
--	---

(3号事業)

事業名	新産業参入支援事業
計画	医療機器産業参入支援、医工連携による製品開発及び製品化の支援
実施内容	<p>医療機器産業参入支援（医工連携による製品開発及び製品化の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器製造業等登録手数料助成金 3件（製造販売業2、修理業1）</li> <li>・医工連携アドバイザー派遣 3件</li> <li>・医工連携セミナー11月12日実施「サイバニクス産業が拓く医療福祉の未来」※いたばし産業見本市再掲</li> <li>・【東京都・板橋区医工連携交流会（オンライン） 3病院合同開催】 帝京大学医学部附属病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院による臨床ニーズ発表、区内企業PR 視聴参加者：113名</li> <li>・国際モダンホスピタルショー2020 ※主催者判断により中止 会期：令和2年7月1日（水）～3日（金） 会場：東京ビッグサイト南ホール 区内企業7社と共同出展（4小間）</li> </ul>
事業費	479,493円 【31年度 1,577,743円（前年度比△1,098,250円）】
短評	<p>評価C&lt;維持&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療分野における国内最大級の展示会である国際モダンホスピタルショーが中止となるなど対面での交流が難しい中、「医工連携交流会」をオンラインにて開催した。これまで医療機関ごとに実施していた交流会を区内中核3病院の合同で実施することにより、より多くの臨床ニーズの提供を受けることができ、参加者の拡大につながった。今後も多様な方法による医療機関等と区内ものづくり企業との交流を図っていく。</p>

4号事業 技術開発支援に関する事業

事業名	産業デザイン事業
計画	製品開発・ホームページ作成支援等広告宣伝支援 派遣件数44件
実施内容	製品開発・ホームページ作成支援等広告宣伝支援 デザイナー派遣件数 54件
事業費	891,460円 【31年度 699,443円（前年度比192,017円）】
短評	<p>評価A&lt;目標以上&gt;</p> <p>派遣先は中小企業中心だが個店など個人事業主からの依頼も増加している。支援内容の半数以上はホームページの作成、リニューアルである。今年度は緊急に実施した営業活動助成金の支援としての利用もあり、実績が大幅に増えた。</p>

## (4号事業)

事業名	新製品・新技術開発チャレンジ支援事業
計画	① 新製品・新技術の開発経費助成（最大 300 万円×5 件） ② 技術系アドバイザー派遣 ③ 産学公連携研究開発費助成（最大 150 万円×2 件） ④ 公設試験研究機関施設利用助成 ⑤ 産学公連携相談・コーディネート
実施内容	① 新製品・新技術の開発経費助成（最大 300 万円×5 件） 応募 12 件 採択 5 件 ※採択企業については全社目標達成 ② 技術系アドバイザー派遣 採択企業 5 社に計 15 回訪問 ※不採択企業へは技術系コーディネーターによる個別支援メニューを用意 実績はなし。 ③ 産学公連携研究開発費助成（最大 150 万円×2 件） 3 件申請受付 2 件助成 ④ 公設試験研究機関施設利用助成 6 件交付 ⑤ 産学公連携相談・コーディネート 3 件
事業費	18,048,556 円 【31 年度 22,309,810 円（前年度比△4,261,254 円）】
短評	評価 B<順調> 開発チャレンジ補助金の採択企業は全社当初の目標を変更することなく達成することが出来た。一部企業は技術系アドバイザーのサポートにより完了に導くことが出来た。

## (4号事業)

事業名	製品技術大賞事業
計画	① 競争力のある優れた製品技術の表彰 応募 25 件、表彰 13 件 ② 受賞企業製品 PR 活動（PR 映像制作等）
実施内容	① 競争力のある優れた製品技術の表彰 24 件応募 14 件受賞 ② 受賞企業製品 PR 活動（PR 映像制作等） 受賞パンフレット・PR 映像制作、工業系新聞掲載、区役所等での展示
事業費	4,351,119 円 【31 年度 4,397,344 円（前年度比△46,225 円）】
短評	評価 B<順調> BtoB、BtoC など幅広い分野から 24 件の応募があった。厳正に審査した結果、振り込め詐欺の防止に係る製品や医療機器、猛暑対策製品など現代社会における課題解決が期待される製品・技術 14 件の表彰を行った。この中には、自社の技術を臨機応変に新型コロナウイルス対策に応用した製品も含まれた。PR 活動としては、区役所 1 階プロモーションスペースにて 2 週間にわたる展示を行った。また、工業系新聞に受賞企業の紹介を 14 回にわたり掲載中である。



### 5号事業 事業者の人材の確保・育成に関する事業

事業名	勤労者能力開発事業
計 画	① 宅地建物取引士講座（20回） ② ファイナンシャルプランナー3級講座（10回） ③ 日商簿記3級講座（12回） ④ ITパスポート講座（10回）
実施内容	① 宅地建物取引士講座（20回） 開催日（予定） 5月13日から9月30日（毎週水曜日） ※ 新型コロナウイルス感染拡大により中止 ② ファイナンシャルプランナー3級講座（10回） 開催日 6月17日から8月19日（毎週水曜日） 参加者 26人 ③ 日商簿記3級講座（12回） 開催日 10月7日から12月23日（毎週水曜日） 参加者 27人 ④ ITパスポート講座（10回） 開催日 11月4日から1月13日（毎週水曜日） 参加者 11人（12月30日を除く）
事業費	382,412円 【31年度 532,791円（前年度比△150,379円）】
短 評	<b>評価B&lt;順調&gt;</b> ITパスポート講座は、令和2年度から実施した事業である。 参加者数は、定員（30人）より減少したものの、今後の社会ニーズに応えた講座として必要であると認識している。 その他の講座（宅地建物取引士講座を除く）の参加者数は、定員に対して9割近い参加者数があった。

### 6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業

事業名	勤労者福利共済事業
計 画	区内中小企業のための勤労者福利共済事業の実施 ① 給付事業 ② 福利厚生サービス事業（宿泊施設補助、レジャー施設利用あっせん等）
実施内容	区内中小企業のための勤労者福利共済事業の実施 ① 給付事業 670件 ② 福利厚生サービス事業（宿泊施設補助、レジャー施設利用あっせん等） 新型コロナウイルス感染拡大によりバスツアー/ボウリング大会等中止 プロ野球観戦券等あっせん事業4企画とも中止または縮小 ハイライフいたばしフェスティバル開催中止 「お届け！うまいもんマルシェ」ほか代替事業を実施 【会員数】 2,094 事業所 6,361人 【納付金】 入会金 57,000円 受取会費 38,682,500円
事業費	42,111,103円 【31年度 68,210,983円(前年度比△26,099,880円)】

短 評	評価B<順調>
	年度内2回の入会キャンペーンをはじめ、通常入会に関するPRは年間を通して実施している。
	毎年、入会キャンペーン時には、各種団体等へ事業説明など制度・事業サービスをPRすることを実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大により、十分な周知ができなかった。
	しかし、会員からの事業・サービスの評価は変わらず高いことから、引き続き制度の魅力を発信する機会を充実していくとともに、主催事業・斡旋内容等に新たな企画を取り入れ、魅力向上を図っていく。

(1) 加入状況

時 期	事業所数	加入者数
発 足 時(S60.8.1)	401 所	2,008 人
平成 31 年 3 月 末 日	2,310 所	6,663 人
令和 2 年 3 月 末 日	2,207 所	6,558 人
令和 3 年 3 月 末 日	2,094 所	6,361 人

入会 63 所 (429 人)、退会 176 所 (626 人)

(2) 納付金等の収入

内 容	金額 (円)	延人数 (人)	月平均 (人)
納付金等 計	38,739,500	—	—
加入金 (加入時に 200 円)	57,000	285	24
納付金 (月額 500 円)	38,682,500	77,365	6,447

(3) 事業実績

事 業 名	利用件数 (件)	支出金額 (円)	収入金額 (円)
給付事業 (各種祝金等)	670	8,150,000	—
福利厚生事業 計	14,345	33,760,243	20,298,015
宿泊施設 指定宿泊補助等	1,029	4,158,000	—
レジャー施設 遊園地等 1 日フリーパス券割引等	3,839	5,564,440	2,635,100
文化・教養施設 文化会館主催事業補助・割引等	29	73,500	56,400
健康・スポーツ スポーツクラブ利用補助 人間ドック利用補助等	2,143	2,332,100	322,600
あっせん事業 スポーツ観戦チケット割引 美術館、展示会チケット割引等	7,228	20,389,773	16,756,065

主催事業 バスツアー、ライブアップセミナー等	77	1,242,430	527,850
雑費 過年度事業中止による返金等	—	200,860	—
雑収入 会員カード再発行・手数料等	214	—	39,635
事業費 合計	15,229	42,111,103	20,337,650
広報費 共済ニュース（8回） その他各種広報 ハイライフフェスティバル	(会員に配布)  中止	5,936,280	—

### 7号事業 信用保証に関する事業

事業名	信用保証事業〈公社による信用保証は平成16年3月末で終了〉		
計画	① 求償権債権等の回収業務 回収見込み額 8,500千円 その他収益見込額 1,745千円 ② 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済 保証債務 15件 19,000千円		
実施内容	① 求償権債権等の回収業務	448件	
	求償権回収金	12,779,352円	
	② 信用保証条件の変更（返済期間の延長、返済金額の変更等）	14件	
	保証債務の代位弁済	0件	
	信用保証料収益	157,139円	
事業費	16,923,449円 【31年度 17,074,480円（前年度比△151,031円）】		
短評	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価B&lt;順調&gt;</div> 公社経営計画に基づき、昨年度に引続いて債務者の個別事情に応じた債権回収の最大化を図った。また、求償権32件を償却し、90件を管理事務停止にするなど管理上の債権整理を進めた。		

※信用保証に関する事業実行状況については別掲する。

### 8号事業 他法人等から受託する事業

事業名	板橋区立ハイライフプラザの運営業務		
計画	施設の利用受付に関すること		
実施内容	施設の利用受付に関すること		
事業費	7,754,373円【31年度 6,714,050円（前年度比1,040,323円）】		
短評	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価B&lt;順調&gt;</div> 板橋区から受託した施設の利用受付業務などを円滑に実施した。		



受付実績

内 容	件数（人）
施設見学・相談	2,740 件
電話相談	2,303 件
施設予約・変更	1,151 件
施設業者立会い	160 件
利用案内等	8,485 件
合 計	14,839 件

【参考】区立ハイライフプラザ利用実績

区 分	回 数	人 員
ホール	1,030	30,181
会議室	338	3,027
合 計	1,368	33,208

**9号事業** *その他会社の目的を達成するために必要な事業*

事業名	板橋区及び産業団体主催事業への後援・協賛	
計 画	産業団体の各種事業後援 等	
実施内容	産業団体の各種事業後援 等	後援名義 3 件

信用保証に関する事業実行状況(別掲)

(1) 保証債務残高

12 件 15,979,000 円

(2) 条件変更実行状況

返済方法の変更 14 件

(3) 信用保証料状況

収入額 157,139 円 保証料収入総額 2,303,094,577 円

(4) 当該年度代位弁済状況

なし

## (5) 代位弁済額・求償権回収状況

(単位：円)

	代位弁済				求償権回収金	
	代位弁済額		総額		回収金額	総額
	件数	金額	件数	金額		
平成 28 年度	0	0	2,034	4,132,966,675	24,956,874	1,577,617,708
平成 29 年度	0	0	2,034	4,132,966,675	25,889,745	1,603,507,453
平成 30 年度	0	0	2,034	4,132,966,675	28,001,967	1,631,509,420
平成 31 年度	0	0	2,034	4,132,966,675	20,544,883	1,652,054,303
令和 2 年度	0	0	2,034	4,132,966,675	12,779,352	1,664,833,655

## (6) 求償債権償却

(単位：円)

	令和 2 年度		平成 31 年度	
	件数	償却額	件数	償却額
① 破産宣告等法的手続開始	4	8,166,589	17	24,446,834
② 死亡・失そう・行方不明等	1	835,746	11	12,549,350
③ 事業再起不能	27	25,323,409	47	54,323,642
(③うち、一括弁済による債務免除)	(22)	22,602,854	(24)	24,453,878
合 計	32	34,325,744	75	91,319,826

## (7) 代位弁済債権（求償債権）の管理状況

代位弁済額総額（昭和 52 年～令和 2 年度）		2,034 件	4,132,966,675 円
回収金 1,664,833,655 円	管理停止 1,233 件 2,377,517,171 円	管理中の債権 45 件（元本返済 10 件を除く） 90,615,849 円	
		償却管理求償債権 27 件 57,259,800 円	通常管理求償債権 18 件 33,356,049 円 内訳 公社：17,526,174 円 区：15,829,875 円

## 会議等開催状況

### 理事会

年月日	議 題	結 果
令和2年第3回 R2.6.5	1. 平成31年度事業報告及び決算報告 2. 令和2年第2回評議員会の招集について 3. 評議員候補者の推薦について 4. 評議員選定委員会委員の選任について 5. 勤労者福利共済事業運営協議会委員の選任について 6. 事業報告等に係る提出書類について	可 決
	1. 職務執行状況の報告 2. 評議員会報告 3. 区および公社における新型コロナウイルス感染症に係る支援策について 4. 今後の産業振興の方向性と区・公社の役割について	報 告
令和2年第4回 R2.6.23	1. 代表理事の選定について 2. 令和2年度事業計画の変更について 3. 令和2年度収支予算の変更について	書面による決議
令和2年第5回 R2.7.31	1. 令和2年第3回評議員会の招集について 2. 令和2年度事業計画の変更（2回目）について	書面による決議
令和2年第6回 R2.11.30	1. 勤労者福利共済事業運営協議会委員の選任について	可 決
	1. 職務執行状況の報告について 2. 令和2年度予算執行状況及び執行見込みについて 3. 令和3年度実施事業及び予算について 4. 評議員会報告について 5. 区・産業振興公社のあり方検討会について	報 告
令和2年第7回 R2.12.23	1. 令和2年度事業計画の変更について（補正2号） 2. 令和2年度収支予算の変更について（補正2号）	書面による決議
令和3年第1回 R3.2.5	1. 令和3年度事業計画 2. 令和3年度収支予算 3. 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて 4. 令和3年第1回評議員会の招集について	可 決
	1. 板橋区勤労者福利共済事業について	報 告

## 評議員会

年月日	議 題	結 果
令和2年第2回 R2.6.22	1. 理事の選任について 2. 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書） および財産目録の承認について	可 決
	1. 令和2年第2回・3回理事会について 2. 平成31年度事業報告および決算報告について 3. 区および公社における新型コロナウイルス感染症に 係る支援策について 4. 今後の産業振興の方向性と区・公社の役割について	報 告
令和2年第3回 R2.8.13	1. 理事の選任について	書面による決議
	1. 令和2年度事業計画および収支予算の変更について	報 告
令和3年第1回 R3.3.8	1. 令和3年第1回理事会について 2. 令和3年度事業計画 3. 令和3年度収支予算 4. 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて	報 告

## 評議員選定委員会

年月日	議 題	結 果
R2.6.17	1. 評議員の選任について	選 任

## 中小企業勤労者福利共済事業運営協議会

年月日	議 題	備 考
R2.6.17	1. 平成31年度勤労者福利共済事業実績報告 2. 令和2年度勤労者福利共済事業計画 3. 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業等の影響	
R3.2.4	1. 新任委員（2名）委嘱状交付 2. 令和2年度勤労者福利共済事業実施状況 3. 令和3年度勤労者福利共済事業計画（案）	

## 監事による監査

年月日	監査事項	結 果
R2.5.19	1. 平成31年度の業務執行 2. 平成31年度の収支決算	承 認

## 区財政援助団体監査

年月日	監査事項	備 考
R2.9.3.	1. 平成31年度の区補助金に関する監査	

## 附属明細書

公益財団法人板橋区産業振興公社定款第10条に基づく事業報告の附属明細書については、事業報告において詳細に説明しているため省略する。



# 決 算 報 告

令和2年度

公益財団法人 板橋区産業振興公社

## 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,075,040	7,075,040	0
基本財産受取利息	7,075,040	7,075,040	0
特定資産運用益	23,177	17,652	5,525
特定資産受取利息	23,177	17,652	5,525
事業収益	83,567,072	109,698,292	△ 26,131,220
受取入会金	57,000	72,200	△ 15,200
受取会費	38,682,500	39,871,000	△ 1,188,500
経営支援事業収益	0	100,000	△ 100,000
交流推進事業収益	856,000	2,203,000	△ 1,347,000
技術開発事業収益	290,000	290,000	0
勤労者能力開発事業収益	544,000	1,084,000	△ 540,000
福利厚生事業収益	20,337,650	37,827,737	△ 17,490,087
受託事業収益	7,363,431	6,548,066	815,365
信用保証料収益	157,139	157,406	△ 267
求償権回収収益	8,667,103	9,469,245	△ 802,142
求償権償却準備金戻入益	4,112,249	11,075,638	△ 6,963,389
代位弁済支払準備金戻入益	2,500,000	1,000,000	1,500,000
受取補助金等	230,950,561	166,639,615	64,310,946
受取区補助金	230,950,561	166,639,615	64,310,946
受取寄付金	0	50,000	△ 50,000
受取寄付金	0	50,000	△ 50,000
為替差益	9,135,000	0	9,135,000
為替差益	9,135,000	0	9,135,000
雑収益	2,918,496	3,923,097	△ 1,004,601
受取利息	1,163,594	1,159,539	4,055
雑収益	1,754,902	2,763,558	△ 1,008,656
経常収益計	333,669,346	287,403,696	46,265,650
(2) 経常費用			
事業費	307,763,926	279,305,249	28,458,677
給料手当	41,241,749	32,383,706	8,858,043
臨時雇賃金	2,749,869	5,339,563	△ 2,589,694
退職給付費用	211,500	0	211,500



科 目	当年度	前年度	増減
福利厚生費	16,148,323	14,780,570	1,367,753
会議費	62,753	102,307	△ 39,554
旅費交通費	1,962,737	2,249,483	△ 286,746
通信運搬費	3,560,639	4,008,530	△ 447,891
減価償却費	6,819,700	7,015,221	△ 195,521
備品費	57,970	0	57,970
消耗品費	1,234,858	1,219,144	15,714
印刷製本費	2,600,252	3,633,824	△ 1,033,572
賃借料	1,889,262	1,746,366	142,896
諸謝金	2,965,000	1,959,900	1,005,100
租税公課	557,150	359,900	197,250
支払負担金	100,000	10,501,200	△ 10,401,200
支払助成金	101,711,000	24,748,000	76,963,000
委託費	72,090,157	83,708,052	△ 11,617,895
新聞図書費	163,452	134,400	29,052
支払手数料	1,078,553	734,672	343,881
広報費	7,206,802	12,947,178	△ 5,740,376
表彰費	787,760	692,820	94,940
主催事業費	33,760,243	60,255,983	△ 26,495,740
給付金	8,150,000	7,955,000	195,000
求償権回収金支払費用	0	2,110,707	△ 2,110,707
支払利息	453,328	711,139	△ 257,811
雑費	200,869	7,584	193,285
管理費	10,014,135	17,231,084	△ 7,216,949
役員報酬	330,000	290,000	40,000
給料手当	3,404,279	4,278,603	△ 874,324
臨時雇賃金	888,777	670,950	217,827
退職給付費用	66,000	0	66,000
福利厚生費	1,954,523	2,026,696	△ 72,173
研修費	11,000	104,893	△ 93,893
会議費	358	60,179	△ 59,821
旅費交通費	100,385	158,210	△ 57,825
通信運搬費	67,059	79,586	△ 12,527
減価償却費	120,448	175,620	△ 55,172
消耗品費	50,936	39,605	11,331
印刷製本費	20,882	29,897	△ 9,015
賃借料	618,370	605,638	12,732
保険料	156,400	159,160	△ 2,760

科 目	当年度	前年度	増減
諸謝金	0	15,000	△ 15,000
租税公課	5,450	15,800	△ 10,350
支払負担金	64,000	64,000	0
委託費	1,686,243	1,724,982	△ 38,739
新聞図書費	69,300	130,326	△ 61,026
支払手数料	355,222	302,944	52,278
広報費	15,840	18,144	△ 2,304
支払利息	3,662	5,851	△ 2,189
為替差損	0	6,275,000	△ 6,275,000
雑費	25,001	0	25,001
<b>経常費用計</b>	<b>317,778,061</b>	<b>296,536,333</b>	<b>21,241,728</b>
当期経常増減額	15,891,285	△ 9,132,637	25,023,922
当期一般正味財産増減額	15,891,285	△ 9,132,637	25,023,922
一般正味財産期首残高	596,274,967	605,407,604	△ 9,132,637
一般正味財産期末残高	612,166,252	596,274,967	15,891,285
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,830,016	2,830,016	0
基本財産受取利息	2,830,016	2,830,016	0
一般正味財産への振替額	△ 2,830,016	△ 2,830,016	0
一般正味財産への振替額	△ 2,830,016	△ 2,830,016	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	238,360,000	238,360,000	0
指定正味財産期末残高	238,360,000	238,360,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	850,526,252	834,634,967	15,891,285

# 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	180,574,086	167,849,590	12,724,496
未収金	614,667	632,392	△ 17,725
前払金	2,956,101	2,678,170	277,931
流動資産合計	184,144,854	171,160,152	12,984,702
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産有価証券	592,973,300	592,254,260	719,040
基本財産普通預金	7,026,700	7,745,740	△ 719,040
基本財産合計	600,000,000	600,000,000	0
(2) 特定資産			
代位弁済準備積立預金	15,500,000	18,000,000	△ 2,500,000
共済事業引当預金	13,500,000	13,500,000	0
供託金積立預金	24,150,000	25,850,000	△ 1,700,000
特定資産合計	53,150,000	57,350,000	△ 4,200,000
(3) その他固定資産			
什器備品	163,433	560,217	△ 396,784
リース資産	7,208,656	13,752,030	△ 6,543,374
求償権	17,526,174	55,964,168	△ 38,437,994
保証債務見返	15,979,000	19,015,000	△ 3,036,000
供託金	2,850,000	1,150,000	1,700,000
投資有価証券	52,067,980	42,881,140	9,186,840
その他固定資産合計	95,795,243	133,322,555	△ 37,527,312
固定資産合計	748,945,243	790,672,555	△ 41,727,312
資 産 合 計	933,090,097	961,832,707	△ 28,742,610
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	21,899,760	16,915,187	4,984,573
前受金	2,579,400	368,300	2,211,100
預り金	233,244	1,537,484	△ 1,304,240
短期リース債務	7,031,208	6,760,434	270,774
未払消費税等	528,300	319,200	209,100
流動負債合計	32,271,912	25,900,605	6,371,307
2. 固定負債			
代位弁済支払準備金	15,500,000	18,000,000	△ 2,500,000
求償権償却準備金	17,526,174	55,964,168	△ 38,437,994
保証債務	15,979,000	19,015,000	△ 3,036,000
長期リース債務	1,286,759	8,317,967	△ 7,031,208
固定負債合計	50,291,933	101,297,135	△ 51,005,202
負 債 合 計	82,563,845	127,197,740	△ 44,633,895
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
出捐金	200,000,000	200,000,000	0
民間寄付金	38,360,000	38,360,000	0
指定正味財産合計	238,360,000	238,360,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 238,360,000 )	( 238,360,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	612,166,252	596,274,967	15,891,285
(うち基本財産への充当額)	( 361,640,000 )	( 361,640,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 37,650,000 )	( 39,350,000 )	( △ 1,700,000 )
正味財産合計	850,526,252	834,634,967	15,891,285
負債及び正味財産合計	933,090,097	961,832,707	△ 28,742,610

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)を採用している。

#### (2) 準備金の計上基準について

##### ア. 代位弁済支払準備金

代位弁済に充当するための積立預金を代位弁済支払準備金として計上する。

##### イ. 求償権償却準備金

積立方式は、期末における洗い替え方式による。当年度の求償権残高に3分の1、前年度の残高に3分の2、前々年度以前分残高に3分の3をそれぞれ乗じた額の合計額を準備金として計上する。

#### 求償権償却準備金

(単位：円)

年度	求償権残高	償却金準備率	求償権償却準備金
令和2年度	0	1 / 3	0
令和元年度	0	2 / 3	0
30年度以前	17,526,174	3 / 3	17,526,174
小計	17,526,174		17,526,174

#### (3) 固定資産の減価償却方法について

什器備品・・・定額法によっている。

#### (4) リース取引の処理方法について

所有権移転ファイナンスリース取引（福利共済用会計システム、福利共済システム、融資斡旋システム）  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引（一契約当たり300万円超）

売買処理に準じた会計処理により、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産有価証券	592,254,260	719,040		592,973,300
基本財産普通預金	7,745,740		719,040	7,026,700
小計	600,000,000	719,040	719,040	600,000,000
特定資産				
代位弁済準備積立預金	18,000,000		2,500,000	15,500,000
共済事業引当預金	13,500,000			13,500,000
供託金積立預金	25,850,000		1,700,000	24,150,000
小計	57,350,000	0	4,200,000	53,150,000
合計	657,350,000	719,040	4,919,040	653,150,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産有価証券	592,973,300	( 238,360,000 )	( 354,613,300 )	( )
基本財産普通預金	7,026,700	( )	( 7,026,700 )	( )
小計	600,000,000	( 238,360,000 )	( 361,640,000 )	( 0 )
特定資産				
代位弁済準備積立預金	15,500,000	( )	( )	( 15,500,000 )
共済事業引当預金	13,500,000	( )	( 13,500,000 )	( )
供託金積立預金	24,150,000	( )	( 24,150,000 )	( )
小計	53,150,000	( 0 )	( 37,650,000 )	( 15,500,000 )
合計	653,150,000	( 238,360,000 )	( 399,290,000 )	( 15,500,000 )

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,029,802	3,866,369	163,433
リース資産	32,716,872	25,508,216	7,208,656
合計	36,746,674	29,374,585	7,372,089

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
神奈川県公債平成第23回あ号	100,000,000	100,838,900	838,900
第10回 利付国債 (30年)	94,075,740	110,840,000	16,764,260
第62回 利付国債 (20年)	99,664,300	102,080,000	2,415,700
政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,612,820	115,910,000	16,297,180
政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,738,130	116,590,000	16,851,870
第146回 福岡北九州高速道路債券	99,882,310	100,100,000	217,690
小計	592,973,300	646,358,900	53,385,600
その他固定資産			
投資有価証券			
第10回 利付国債 (30年)	9,877,980	11,638,200	1,760,220
東京グリーンボンド(外貨)	42,180,000	43,369,476	1,189,476
小計	52,057,980	55,007,676	2,949,696
合計	645,031,280	701,366,576	56,335,296

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
区補助金収入	板橋区	0	230,950,561	230,950,561	0	一般正味財産
合計		0	230,950,561	230,950,561	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	金額
経常収益への振替額	
基本財産有価証券受取利息の振替額	2,542,400
基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額	287,616
合計	2,830,016

基本財産有価証券受取利息への振替額及び基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額については、基本財産600,000,000円の受取利息のうち、指定正味財産238,360,000円(基本財産総額の約40%相当分)に相当する額を按分して振り替えるものとする。

## 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金預金	現金	板橋区情報処理センター保管	手許資金として使用している。	50,000	
			ハイライフプラザいたばし保管	手許資金として使用している。	330,000	
	当座預金	みずほ銀行 板橋支店	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	10,000		
	普通預金	みずほ銀行 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	23,485,107		
		東京信用金庫 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	1,915,996		
		みずほ銀行 板橋支店 (共通口座)	運転資金口座として使用している。	17,999,006		
		ゆうちょ銀行	郵便振替口座として使用している。	139,000		
		みずほ銀行 板橋支店 (事業費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	26,235,509		
		きらぼし銀行 板橋支店 (事業費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	41,432,716		
		きらぼし銀行 板橋支店 (管理費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	432,200		
		みずほ銀行 板橋支店 (回収金)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	970,662		
		みずほ銀行 板橋支店 (保証料)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	2,892,448		
		ゆうちょ銀行 (回収金)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	136,885		
		西京信用金庫 大山支店	運転資金口座として使用している。	44,557		
		定期預金	東京信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	34,500,000	
	巣鴨信用金庫 板橋支店		運転資金口座として使用している。	10,000,000		
	西京信用金庫 大山支店		運転資金口座として使用している。	20,000,000		
	未収金	板橋区他	受託事業(他1事業)に関する未収金等である。	614,667		
	前払金		主催事業費他	2,956,101		
	流動資産合計				184,144,854	
(固定資産)	基本財産	有価証券	神奈川県公債平成第23回あ号	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	100,000,000	
			第10回 利付国債(30年)	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	94,075,740	
			第62回 利付国債(20年)	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,664,300	
			政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,612,820	
			政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,738,130	
			第146回 福岡北九州高速道路債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,882,310	
			普通預金	巣鴨信用金庫 板橋支店	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	7,026,700
			特定資産	代位弁済準備積立預金	西京信用金庫 大山支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。
東京信用金庫 板橋支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。	5,500,000				
共済事業引当預金	東京信用金庫 板橋支店 定期預金	公益目的事業等(共済事業)のための財源として使用している。		13,500,000		
供託金積立預金	みずほ銀行 板橋支店 普通預金	供託金(他2事業)のための財源として使用している。		24,150,000		

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
その他固定資産	什器備品	セキュリティ機器他	事業及び管理に使用している共用資産である。	163,433
	リース資産	福利共済用会計システム	公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用しているシステムである。	732,240
		福利共済システム	公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用しているシステムである。	2,143,456
		融資斡旋システム	信用保証事業（他2事業）に使用しているシステムである。	3,002,400
		PC等	事業及び管理に使用している共用資産である。	1,330,560
	求償権	18件	信用保証事業（他2事業）に係る債権である。	17,526,174
	保証債務見返	12件	信用保証事業（他2事業）に係る保証債務残高である。	15,979,000
	供託金	2件	信用保証事業（他2事業）に関して、供託している金額である。	2,850,000
	投資有価証券	第10回 利付国債（30年）		9,877,980
		東京グリーンボンド（外貨）		42,180,000
中央労働金庫			10,000	
固定資産合計			748,945,243	
資産合計			933,090,097	
(流動負債)	未払金		委託料・未払社会保険料等である。	6,347,321
		板橋区補助金返還金額	板橋区へ返還予定の補助金金額である。	15,552,439
	前受金	事業前受金	公益目的事業の前受金である。	2,579,400
	預り金		源泉所得税・預かり社会保険料等である。	233,244
	短期リース債務	株式会社オプティマ 日立キャピタルNBL株式会社	福利共済用会計システム、福利共済システム、融資斡旋システム及びPC等に係る1年内返済予定のリース債務である。	7,031,208
	未払消費税等			528,300
流動負債合計			32,271,912	
(固定負債)	代位弁済支払準備金		代位弁済（他2事業）のための準備金である。	15,500,000
	求償権償却準備金	18件	求償権償却（他2事業）のための準備金である。	17,526,174
	保証債務	12件	信用保証事業（他2事業）に係る保証債務残高である。	15,979,000
	長期リース債務	株式会社オプティマ 日立キャピタルNBL株式会社	福利共済用会計システム、福利共済システム、融資斡旋システム及びPC等に係る1年超返済予定のリース債務である。	1,286,759
固定負債合計			50,291,933	
負債合計			82,563,845	
正味財産			850,526,252	



3板振監発第2号  
令和3年5月20日

公益財団法人板橋区産業振興公社  
理事長 坂本 健 様

公益財団法人板橋区産業振興公社

監 事 浦 田 秀 明



監 事 亀 石 浩 司



### 監査結果について

本日実施した監査結果について、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 日 時

令和3年5月20日（木）

#### 2 監査対象

令和2年度の業務執行及び収支決算に関すること。

#### 3 監査方法の概要

- (1) 業務監査について、業務の報告を徴取し、関連書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計検査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて財務諸表の正当性を検討した。

#### 4 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。
- (3) 理事の執務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上



# 事業計画・収支予算

令和3年度

公益財団法人 板橋区産業振興公社

## 令和3年度事業計画

### 1号事業 調査・研究・情報発信に関する事業

事業名	企業情報の収集・発信
目的	訪問等により区内中小企業の事業環境や近況、課題等を収集するとともに、逐次データベースに収録することで情報共有を図り、効果的な企業支援のために利活用する。
概要	企業及び製品検索サイト「板橋区産業データベース（一部公開）」の利活用（年間巡回訪問等件数（データベース入力件数） 約 2,000 件）
事業費	<u>584 千円</u> （内訳） 産業データベース運営費 280 千円 魅力発信ガイド保管料 304 千円

(1号事業)

事業名	各種広報媒体の活用による情報提供活動
目的	公社事業のほか、国や都等の助成金、セミナー情報など区内中小企業に有益な情報を広く周知するとともに、産業文化都市「板橋」の強みや魅力を区内外に効果的に発信する。
概要	① 産業情報紙の発行（年 1 回） ② ビジネスサポートガイドの発行（年 1 回） ③ メールマガジンによる情報発信（月 2 回） ④ ホームページ・SNS、新聞等、各種メディアを活用した情報発信
事業費	<u>1,165 千円</u> （内訳） 産業情報紙・ビジネスサポートガイド作成経費 610 千円 専門紙等広告経費 550 千円 その他事務費 5 千円

### 2号事業 経営支援に関する事業

事業名	経営支援事業
目的	区内外の支援機関や専門家、企業活性化センター等と連携して、中小企業の様々な経営課題の解決や経営基盤強化に向けた取り組みに的確に応え、中小企業の業績向上や経営の安定化、将来に備えた準備等をサポートする。
概要	① 専門家派遣（企業経営の課題解決に向けた総合相談、国・都等の補助金申請支援、区内中小企業等が実施する勉強会・セミナー等への講師派遣など）250 件 ② 創業マスターコース事業 4 日×6 回（4,5,7,9,11,12 月開催） ③ 板橋区簡易型BCP策定支援（新規 15 社、フォローアップ支援 20 社） ④ 人材確保支援事業（派遣 50 回、就業規則策定支援 2 件） ⑤ 支援機関研修会（1 回）・金融機関勉強会等の開催

事業費	<u>11,502 千円</u> (内訳) 専門家派遣等経費 5,700 千円 BCP策定支援 3,630 千円 創業マスターコース 812 千円 人材確保支援 1,360 千円
-----	---

(2号事業)

事業名	セミナー
目的	経営課題解決に役立つ知識を学ぶ講習会等の開催により、中小企業の自律的な成長・発展をサポートする。
概要	① 各種セミナー（6回程度） ② ビジネスセミナー等（3回程度）
事業費	<u>570 千円</u> (内訳) セミナー経費 537 千円 運営費 33 千円

(2号事業)

事業名	優良企業顕彰事業〈働きがいのある会社賞〉
目的	人材育成の仕組みや労働環境への配慮など従業員を大切にする経営方針を持ち、経営者と社員が理念や価値を共有し、人材の力で業績を上げている企業を表彰するとともに、受賞企業の企業理念や優れた取り組みを共有する。
概要	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている企業の支援を優先するため令和3年度は休止する。また、審査基準及び費用面の課題については改善に向けた調査・検討を引き続き行う。
事業費	<u>88 千円</u> (内訳) セミナー経費 67 千円 調査費 21 千円

(2号事業)

事業名	知的財産権・ISO助成事業
目的	知的財産権及びISO認証を取得する中小企業に対し、経費の一部を助成することにより、経営基盤の強化や企業価値の向上を図る。
概要	特許権・実用新案権・商標権・意匠権取得経費（1/3 限度額20万円）12件 ISOシリーズの取得経費（1/3 限度額20万円）2件
事業費	<u>2,102 千円</u> (内訳) 助成金 2,100 千円 事務費 2 千円

### 3号事業 取引拡大・交流推進に必要な事業

事業名	いたばし産業見本市事業
目的	製造業を中心とした区内中小企業等が結集し、新製品や優れた技術を展示・紹介することで、商談機会の場としての魅力や効率性を高め、出展者の業績の安定・拡大に寄与する。また、出展企業間の交流・連携を通じて、新製品開発や技術革新の機運を醸成し、合わせて「ものづくりのまち板橋」を区内外にアピールする。
概要	① 区内製造業を中心としたビジネス展示会 日程：令和3年11月11日（木）・12日（金） 会場：東板橋体育館及びオンライン ② 新しい生活様式に配慮しつつ、効果的なマッチング機会を創出する企業展示や中小企業の経営革新や技術革新を醸成するセミナーの開催 来場者数：約2,000人 出展者数：約100企業・団体 ※いずれもオンラインを含む
事業費	<u>25,439千円</u> (内訳) 企画・運営費 24,860千円 事務費 436千円 広報費 143千円

(3号事業)

事業名	区外見本市事業
目的	板橋区の特徴的な産業のひとつである光学分野の専門展示会への出展や分野別・テーマ別に開催される専門展示会に出展する区内企業を対象とした出展を助成することにより、販路拡大を支援し、あわせて「ものづくり板橋(板橋産業ブランド)」の情報発信を行う。
概要	① OPIE (レーザー・レンズ光総合技術展) 出展 期間：令和3年6月30日（水）～7月2日（金） 会場：パシフィコ横浜 区内関連企業を募り出展（6小間）（出展者数：9社） ② 機械要素技術展出展 期間：令和4年3月16日（水）～18日（金） 会場：東京ビッグサイト 区内関連企業を募り出展（5小間）（出展者数：15社程度） ③ 専門展示会出展助成 経費の1/2（限度額20万円）を助成する。（年間助成件数20件）
事業費	<u>18,171千円</u> (内訳) 光学系専門展示会出展経費 4,503千円 精密加工・製造に関する専門展示会出展経費 9,668千円 展示会出展助成経費 4,000千円

(3号事業)

事業名	受発注支援事業
目的	区内中小企業受発注支援や様々な経営課題の解決に向けた支援を行うとともに、研究機関や大学、企業間の連携のマッチング等を行い、製品開発や技術課題の解決を図るなど中小企業支援を実施する。また、新型コロナウイルス感染症により影響が出ている区内企業に対し、各種産業支援を行う。
概要	① 企業サポートコーディネーターの巡回等による個別企業情報の収集及び受発注の相談等 2,000件 ② 板橋区ものづくり企業商談会 ③ 個別支援（技術課題解決、経営支援、販路開拓等のサポート） ④ クラウドファンディング活用支援事業助成金 ⑤ 営業活動促進事業助成金 ⑥ ビジネス環境適応助成金
事業費	<u>71,955千円</u> （内訳）コーディネーター経費 24,270千円 ものづくり商談会経費 1,100千円 個別支援経費 4,060千円 クラウドファンディング活用支援事業助成 2,500千円 営業活動促進事業助成 20,000千円 ビジネス環境適応助成 20,000千円 事務費 25千円

(3号事業)

事業名	新産業参入支援事業
目的	成長産業や新分野に挑戦する中小企業を支援し、地域産業の活性化を促進するとともに、企業の技術力、品質管理力、ブランド力の向上を図る。
概要	医療機器産業参入支援、医工連携による製品開発及び製品化の支援 ① Medtec Japan 2021（医療機器の製造・設計展示会）出展 期間：令和3年4月14日（水）～16日（金） 会場：東京ビッグサイト 区内関連企業を募り出展（4小間）（出展企業：7社） ② 医工連携交流会 ③ 医工連携アドバイザー派遣 ④ 医療機器製造業登録等経費助成金 ⑤ 医療機器セミナー
事業費	<u>3,524千円</u> （内訳）医療機器展示会・セミナー経費 3,146千円 医工連携交流会 102千円 医工連携アドバイザー 165千円

	医療機器製造業登録等経費助成金 100 千円 事務費 11 千円
--	-------------------------------------

(3号事業)

事業名	異業種交流・連携支援事業
目的	中小企業経営者等が、経営課題の共有や事業の発展等を目指し、自主的に企画・運営する異業種間や研究機関等と共同した取り組みを支援する。
概要	① 会議室提供・講師派遣 ② 事業運営サポート
事業費	50 千円 会場費

#### 4号事業 技術開発支援に関する事業

事業名	産業デザイン事業
目的	デザイン性を重視した製品開発や製品の魅力向上、延いては企業イメージの向上に寄与するため、経営的視点によるデザイン活用を促し、製品の高付加価値化や企業イメージ向上、ブランド構築に寄与する。
概要	製品開発・ホームページ作成支援等広告宣伝支援 派遣件数 44 件
事業費	726 千円 デザイナー派遣経費

(4号事業)

事業名	新製品・新技術開発チャレンジ支援事業
目的	新製品・新技術の自社開発及び委託研究に取り組む中小企業等に資金・技術両面の支援を行い、付加価値の高い製品技術の開発を促進し、区内製造業の活性化を図る。
概要	① 新製品・新技術の開発経費助成（最大 300 万円×5 件） ② 技術系アドバイザー派遣 ③ 産学公連携研究開発費助成（最大 150 万円×2 件） ④ 公設試験研究機関施設利用助成 ⑤ 産学公連携相談・コーディネート
事業費	17,271 千円 （内訳）開発チャレンジ・産学公 16,971 千円 公設試験機関利用助成金 300 千円

(4号事業)

事業名	製品技術大賞事業
目的	区内中小企業が開発した優れた製品や技術を表彰するとともに、当該製品・技術の優秀性・魅力等を広く区内外に PR する。
概要	① 競争力のある優れた製品技術の表彰 応募 25 件程度想定（うち半数程度受賞見込） ② 受賞企業製品 PR 活動（PR 映像制作等）
事業費	4,701 千円 審査会・表彰式・PR 等運営費

**5号事業 事業者の人材の確保・育成に関する事業**

事業名	勤労者能力開発事業
目的	区内在住、在学、在勤の勤労者等の資格取得を支援する。
概要	① 宅地建物取引士講座（20回） ② ファイナンシャルプランナー3級講座（10回） ③ 日商簿記3級講座（12回） ④ ITパスポート講座（10回）
事業費	697千円（内訳）講座委託費 620千円 運営経費 77千円

**6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業**

事業名	勤労者福利共済事業
目的	区内中小企業の事業主・従業員を対象に福利厚生サービスを提供し、勤労環境の向上と豊かな余暇時間の確保に寄与する。
概要	区内中小企業のための勤労者福利共済事業の実施 ① 給付事業 ② 福利厚生サービス事業（宿泊施設補助、レジャー施設利用あっせん等）
事業費	77,577千円 （内訳）給付事業費 9,000千円 福利厚生事業費 68,577千円

**7号事業 信用保証に関する事業**

事業名	信用保証事業〈会社による信用保証は平成16年3月末で終了〉
目的	中小企業融資の保証債務及び求償権債権の管理
概要	① 求償権債権等の回収業務 回収見込み額 4,000千円 その他収益見込額 1,426千円 ② 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済 保証債務 13件 18,000千円
事業費	5,374千円 （内訳）弁護士等委託費 1,711千円 システム経費 3,485千円 事務費等 178千円

**8号事業 他法人等から受託する事業**

事業名	板橋区立ハイライフプラザの運営業務
目的	区内の商工業をはじめとする産業の活性化を図るとともに、産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与する。
概要	施設の管理運営に関すること
事業費	7,524千円 受付業務委託費等

**9号事業**      **その他会社の目的を達成するために必要な事業**

事業名	板橋区及び産業団体主催事業への後援・協賛
目的	区内産業の活性化等を目的とする板橋区事業及び区内産業団体等の主催事業に協力し、事業目的の達成を側面支援する。
概要	産業団体の各種事業後援 等
事業費	100千円 広報費



## 収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,075,000	7,242,000	△ 167,000
基本財産受取利息	7,075,000	7,242,000	△ 167,000
特定資産運用益	9,000	24,000	△ 15,000
特定資産受取利息	9,000	24,000	△ 15,000
事業収益	98,893,000	96,936,000	1,957,000
受取入会金	90,000	90,000	0
受取会費	39,450,000	40,050,000	△ 600,000
経営支援事業収益	440,000	110,000	330,000
交流推進事業収益	6,230,000	1,900,000	4,330,000
技術開発事業収益	290,000	290,000	0
勤労者能力開発事業収益	1,650,000	1,560,000	90,000
福利厚生事業収益	38,373,000	35,924,000	2,449,000
受託事業収益	7,244,000	7,367,000	△ 123,000
信用保証料収益	126,000	145,000	△ 19,000
求償権回収収益	1,600,000	3,400,000	△ 1,800,000
求償権償却準備金戻入益	2,400,000	5,100,000	△ 2,700,000
代位弁済支払準備金戻入益	1,000,000	1,000,000	0
受取補助金等	214,613,000	182,503,000	32,110,000
受取補助金	214,613,000	182,503,000	32,110,000
受取寄付金	3,000	3,000	0
受取寄付金	3,000	3,000	0
雑収益	1,866,000	2,002,000	△ 136,000
受取利息	946,000	952,000	△ 6,000
雑収益	920,000	1,050,000	△ 130,000
経常収益計	322,459,000	288,710,000	33,749,000

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
(2) 経常費用			
事業費	324,809,250	300,011,608	24,797,642
給料手当	36,201,300	45,802,800	△ 9,601,500
臨時雇賃金	150,450	5,436,300	△ 5,285,850
退職給付費用	435,600	362,300	73,300
福利厚生費	16,106,100	18,210,700	△ 2,104,600
会議費	53,000	83,000	△ 30,000
旅費交通費	2,270,000	3,710,801	△ 1,440,801
通信運搬費	3,943,700	5,204,701	△ 1,261,001
減価償却費	6,524,500	6,841,600	△ 317,100
備品費	85,000	90,001	△ 5,001
消耗品費	1,396,500	1,579,201	△ 182,701
印刷製本費	3,708,250	4,275,800	△ 567,550
賃借料	2,634,000	2,528,600	105,400
諸謝金	2,590,000	2,429,000	161,000
租税公課	720,000	436,000	284,000
支払負担金	10,367,000	5,468,000	4,899,000
支払助成金	63,300,000	25,900,000	37,400,000
委託費	82,988,200	83,768,101	△ 779,901
新聞図書費	164,000	164,000	0
支払手数料	891,450	850,301	41,149
広報費	11,620,200	11,263,501	356,699
表彰費	830,000	828,000	2,000
主催事業費	68,577,000	64,475,000	4,102,000
給付金	9,000,000	9,730,000	△ 730,000
求償権回収金支払費用	1,000	1,000	0
信用保証料返戻費用	1,000	1,000	0
支払利息	185,000	455,901	△ 270,901
雑費	66,000	116,000	△ 50,000
管理費	11,459,750	12,920,392	△ 1,460,642
役員報酬	380,000	350,000	30,000
給料手当	4,556,700	4,886,200	△ 329,500

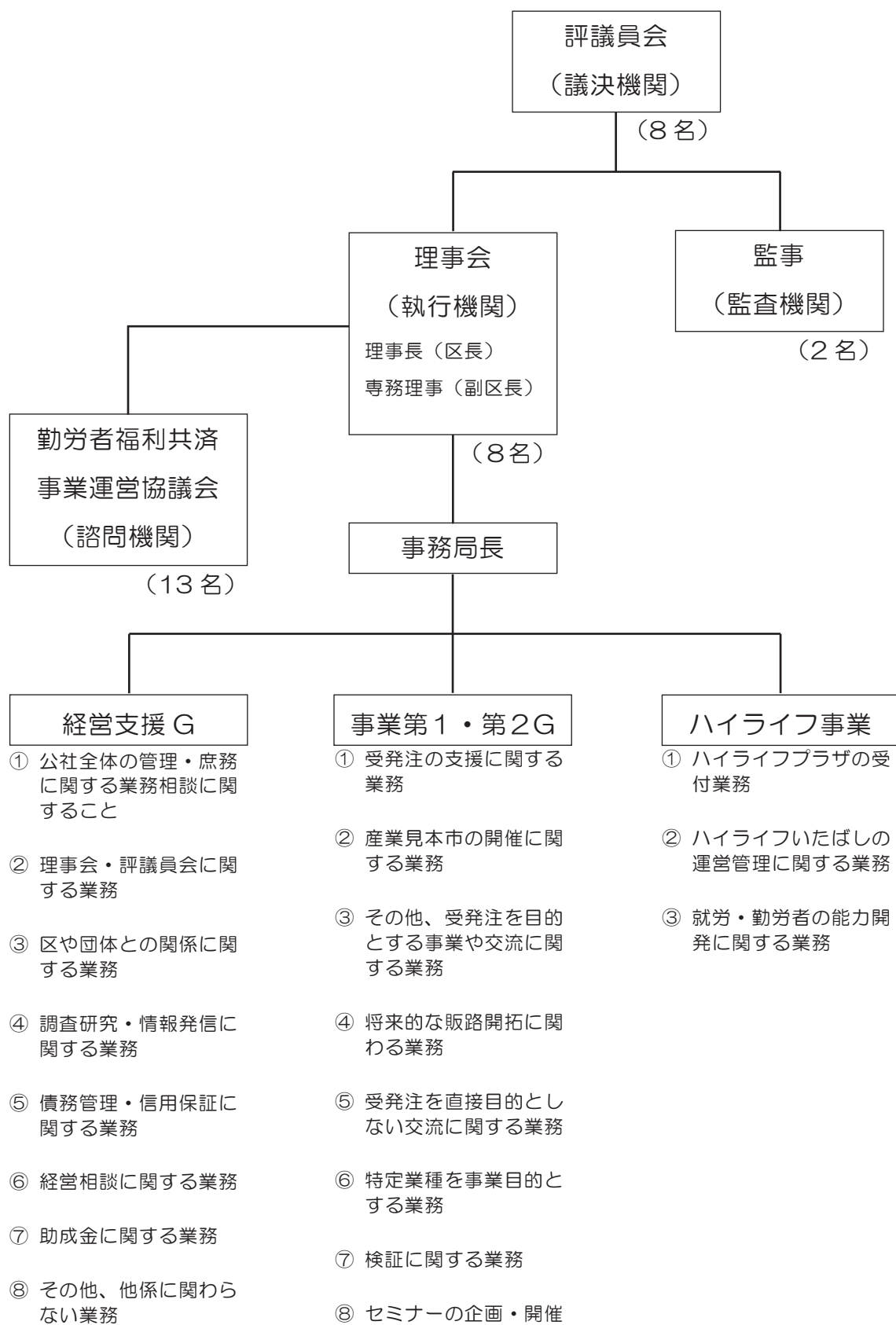
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
臨時雇賃金	26,550	926,700	△ 900,150
退職給付費用	128,400	110,700	17,700
福利厚生費	1,817,900	2,021,300	△ 203,400
研修費	200,000	360,000	△ 160,000
会議費	60,000	95,000	△ 35,000
旅費交通費	206,000	244,199	△ 38,199
通信運搬費	76,300	60,299	16,001
減価償却費	103,500	100,400	3,100
備品費	15,000	9,999	5,001
消耗品費	61,500	43,799	17,701
印刷製本費	27,750	15,200	12,550
賃借料	761,000	695,400	65,600
保険料	155,000	160,000	△ 5,000
諸謝金	30,000	0	30,000
租税公課	50,000	50,000	0
支払負担金	64,000	64,000	0
委託費	2,226,800	2,246,899	△ 20,099
新聞図書費	130,000	130,000	0
支払手数料	319,550	303,699	15,851
広報費	40,800	23,499	17,301
支払利息	3,000	3,099	△ 99
雑費	20,000	20,000	0
<b>経常費用計</b>	<b>336,269,000</b>	<b>312,932,000</b>	<b>23,337,000</b>
当期経常増減額	△ 13,810,000	△ 24,222,000	10,412,000
当期一般正味財産増減額	△ 13,810,000	△ 24,222,000	10,412,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,830,000	2,896,800	△ 66,800
基本財産受取利息	2,830,000	2,896,800	△ 66,800
一般正味財産への振替額	△ 2,830,000	△ 2,896,800	66,800
一般正味財産への振替額	△ 2,830,000	△ 2,896,800	66,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0



# 資 料

# 公社組織図及び事務分掌



公益財団法人板橋区産業振興公社理事・監事名簿

役 職	氏 名	備 考
	(理事)	
理事長	坂本 健	板橋区長
専務理事	橋本正彦	板橋区副区長
理事	鈴木 孝	一般社団法人板橋産業連合会副会長
理事	齊藤得弥	板橋区商店街連合会副会長
理事	佐藤勝也	東京商工会議所板橋支部 交通運輸分科会長
理事	白根美保	(株)日本政策金融公庫 板橋支店長兼国民生活事業統轄
理事	佐藤知正	東京大学大学院名誉教授
理事	大湊 満	元凸版印刷(株)相談役
	(監事)	
監事	浦田秀明	公益社団法人板橋法人会副会長
監事	亀石浩司	税理士

公益財団法人板橋区産業振興公社評議員名簿

役 職	氏 名	備 考
評議員	(産業界代表) 大島隆夫	一般社団法人板橋産業連合会会長
評議員	木田孝雄	板橋区商店街連合会会長
評議員	岩月宏昌	東京商工会議所板橋支部会長
評議員	(金融機関代表) 田村和久	巣鴨信用金庫理事長
会長	(板橋区議会代表) 坂本東生	板橋区議会議長
評議員	篠田 剛	板橋区議会区民環境委員会副委員長
評議員	(板橋区代表) 堺 由隆	板橋区産業経済部長
評議員	小林 惣	板橋区産業経済部産業振興課長



# 公益財団法人板橋区産業振興公社定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人板橋区産業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、板橋区が産業集積地として発展を続けるために、区内事業者の継続的な経営革新の支援及び中小企業勤労者福祉の向上等を通じ、地域産業を活性化し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 板橋区の産業振興を図るための調査研究、情報発信に関する事業
- (2) 板橋区の事業者の経営支援に関する事業
- (3) 板橋区の事業者の取引拡大・交流推進に関する事業
- (4) 板橋区の事業者の技術開発支援に関する事業
- (5) 事業者の人材の確保・育成に関する事業
- (6) 中小企業勤労者福祉の増進に関する事業
- (7) 信用保証に関する事業
- (8) 上記事業に関連する範囲で、他法人等から受託する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行なうものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行なうために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(株式の議決権行使)

第6条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(剰余金の分配)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容について報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはな

らない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会で行なう。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が650,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準には、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成及び評議員会会長)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会会長は、評議員の互選により定める。

3 評議員会会長は、評議員会で議長を務める。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事に対する報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(評議員会の報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## 第6章 役員

(役員の数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。



3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。  
（理事の職務及び権限）

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事長を理事会の議長とする。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行なう。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(諮問機関)

第37条 この法人に、第4条第6号の事業運営に関する諮問機関として、勤労者福利共済事業運営協議会を置く。

2 前項の協議会は、10名以上17名以内の諮問委員で構成され、理事会において選任・解任される。

3 第1項の協議会は、理事長の諮問に基づいて、第4条第6号の適切な事業運営及び改善に対し、理事長に参考意見を提出する。

4 第1項の議事の運営の細則及び諮問委員への報酬等は、理事会において定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能  
その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取り消しに伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は電子公告とする。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及びその他必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。



## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、坂本健とする。

# 公益財団法人板橋区産業振興公社

## 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下、「公社」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常勤理事 理事のうち、公社に常時勤務する者をいう。なお、常時勤務とは週4日以上公社で勤務する者とする。
- (4) 非常勤役員等 役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、この規程の定めるところにより、役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、板橋区及び板橋区の出資する団体に勤務し、報酬等を支給される役員等に対しては、報酬等及び第5条に定める手当を支給しない。

### (報酬表)

第4条 報酬は、別表第1及び別表第2に定める報酬表による。ただし、監事が決算にかかる監査の業務に従事するときは、別表第3を上限として適用するものとする。

### (報酬等の支払)

第5条 報酬等は、現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、役員等から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の報酬等の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により報酬等から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

### (報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等（期末手当を除く。）及び費用の支給日は、毎月15日とする。ただし、15日が、日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第 178 号) に定める休日という。以下この項において同じ。) に当たるときは、15 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、災害その他の事由により前項の支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

#### (期末手当)

第7条 常勤理事には、期末手当を支給する。

2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する常勤理事に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員等についてもまた同様とする。期末手当の支給日は、基準日が3月1日のものは3月15日、6月1日のものは6月30日、12月1日のものは12月10日とする。

3 前項に定める支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、第6条第1項ただし書きの例による。

4 期末手当の額は、役員等の報酬等月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額とする。

#### (旅費)

第8条 役員等が出張するときは、旅費を支給する。

#### (通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる常勤理事に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のために自転車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする常勤理事((自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤理事を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の役員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前号第1号に掲げる常勤理事 理事長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で理事長が定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる役員等 別表第4に掲げる役員等の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる役員等 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される役員等につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該役員等に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員等)

第10条 非常勤役員等に対する報酬及び旅費は、職務遂行の都度、現金(振込)により支給する。

#### 附 則

1 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社の移行登記日から施行する。

## 別表第1

適用者	報酬月額
常勤理事	420,500 円

## 別表第2

適用者	報酬日額
非常勤理事	10,000 円
非常勤監事	10,000 円
評議員	10,000 円

## 別表第3

適用者	報酬額
非常勤監事	監査業務 1 回あたり 50,000 円

## 別表第4

## 自転車等を使用する役員の通勤手当月額表

職員の区分	1	2 以外の職員	2
自転車等の片道の使用距離の区分			身体に障がいをもつ職員で理事長により通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満		2,600 円	3,900 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満		3,000 円	5,300 円
10キロメートル以上 15キロメートル未満		5,000 円	8,100 円
15キロメートル以上 20キロメートル未満		7,000 円	10,900 円
20キロメートル以上 25キロメートル未満		9,000 円	13,700 円
25キロメートル以上 30キロメートル未満		11,000 円	16,500 円
30キロメートル以上 35キロメートル未満		11,000 円	19,300 円
35キロメートル以上 40キロメートル未満		13,000 円	22,100 円
40キロメートル以上		13,000 円	24,900 円

## 公社沿革

2020年度 (令和2年度)	• 企業サポートコーディネーターを増員(3名→5名)
2019年度 (平成31年度)	• 板橋区産業情報ガイドブック「やるね板橋」を発行
2018年度 (平成30年度)	• 企業サポートコーディネーターを設置 • 医療機器製造業等登録手数料補助金開始
2017年度 (平成29年度)	• 勤労者能力開発講座ビジネス実務法務開始 • 製造業調査実施
2016年度 (平成28年度)	• 産業見本市20周年 記念誌の作成
2015年度 (平成27年度)	• MEDTEC 出展開始 • Navigator2016 発行 • 公設試験研究機関施設利用助成金開始 • 勤労者能力開発講座ファイナンシャルプランナー3級開始
2014年度 (平成26年度)	• 企業サポートマネージャーを設置 • OPIE 出展開始 • 産学公連携助成金開始 • 板橋区簡易型BCP開始 • 製造業調査実施
2013年度 (平成25年度)	• ミラサポに板橋・北 企業活性化支援ネットワークの代表機関として登録 • Navigator2014 発行
2012年度 (平成24年度)	• 公益財団法人化
2002年度 (平成14年度)	• 産業データベース構築
2001年度 (平成13年度)	• ハイライフプラザいたばしオープン
1985年度 (昭和60年度)	• ハイライフ勤労者福利共済制度開始
1977年度 (昭和52年度)	• 財団法人中小企業振興公社設立



**ITABASHI Quality**

～世界に誇るメイド・イン・イタバシ～

公益財団法人 板橋区産業振興公社

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

TEL 3579-2175 FAX 3963-6441